

ホームセンターコーナン・ケーズデンキ綾川

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年12月3日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成21年7月7日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンターコーナン香川綾川店 綾歌郡綾川町萱原字下所520番2ほか
ケーズデンキ綾川パワフル館 綾歌郡綾川町萱原字下所541番ほか
- 3 法第8条第1項の規定により綾川町から聴取した意見の概要
 - (1) 香川県青少年保護育成条例に基づいた対応をすること。開店後、児童・生徒の非行を発見した場合は、警察・学校・教育委員会に通報すること。
 - (2) 届出書の内容に基づき、地元住民・利用者の交通事故防止に万全を期すこと。
 - (3) 排出されるゴミ類について、産業廃棄物と一般廃棄物に分類し、適正に処理すること。
 - (4) 町道萱原上陶畑線と町道田井陶畑線の交差点において車両等の視認性が確保できるよう緑地の植栽に配慮すること。
 - (5) 地元雇用を積極的に行うこと。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
 - (1) 意見書を提出した者
綾川町商工会
 - (2) 意見の概要
 - ・既にイオン綾川ショッピングセンターが営業しており、さらに町道萱原上陶畑線や周辺道路が混雑することが予想されるため、通常営業時から警備員を十分配置し、安全対策に万全を期すこと。
 - ・通学路と位置づけられている周辺道路の死角部分には、敷地内を利用して積極的にカーブミラーを設置し、安全対策に万全を期すこと。
 - ・敷地内に居宅があり、光害や騒音が心配される。居住者と十分に協議を行い、生活環境を保持すること。
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

| | |
|------|-----------------------------------|
| 縦覧場所 | 香川県商工労働部経営支援課及び綾川町経済課 |
| 縦覧期間 | 平成21年12月3日（木曜日）から平成22年1月4日（月曜日）まで |